

特記仕様書

1 (適用範囲)

この特記仕様書は、「令和8年度 都市公園管理運営事業 境川遊水地公園 植物管理〔草地〕業務」を適切に実施するため、工事等業務共通仕様書（抜粋）とともに請負者（受託者）が遵守しなければならない事項を示すものである。

2 (目的)

本工事等業務は、管理計画に基づき、公園利用者の安全・快適な利用及び自然生態に配慮し、適期に適切な管理を行うことで、堤防法面を良好な状態に保つことを目的として行うものである。

3 (業務区域)

県立境川遊水地公園俣野遊水地、下飯田遊水地、今田遊水地（別紙委託箇所位置図のとおり）

4 (業務期間)

令和8年4月20日から令和8年11月30日までの間とする。

5 (業務内容)

1) 工種及び数量等は次のとおりとする。（回数、時期等は別紙数量計算表参照）

草地管理（1年間の面積等）

広場堤防除草	機械除草（肩掛け式）	46,083	m ²
ビオトープ堤防除草	機械除草（肩掛け式）	22,783	m ²
広場堤防除草	機械除草（肩掛け式）	法肩・園路・階段脇 1m幅	8,829 m ²
ビオトープ堤防除草	機械除草（肩掛け式）	法肩・園路・階段脇 1m幅	1,439 m ²
		単年度計	79,134 m ²
ダンプトラック運搬		単年度計	79,134 m ²
一般廃棄物処分（想定量）		※ 単年度計	87,839 kg

※一般廃棄物処分量については、実績に基づいて精算する。

2) 広場堤防除草の内容は次のとおりとする。

- ・広場堤防法面は公園利用者が利用する園路や駐車場及び広場に近いことから、安全には十分配慮し、刈り草は極力、その日のうちに搬出し、刈り後はきれいに清掃すること。
- ・生物多様性の向上を図るため、一部刈り残す場所を設けるので刈り残し箇所を監督員と事前に協議して指示に従い、杭やスプレーなどの目印を用意し、表示をして作業を行うこと。
- ・生息する生物に配慮し、法肩除草と法面除草の間隔は1週間以上空けること。
- ・樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。なお、刈り高は監督員と協議すること。
- ・樹木、株物、柵等の周辺も刈り残しのないようにし、また、これらに絡んでいるつる性の雑草もきれいに除去すること。

3) ビオトープ堤防除草の内容は次のとおりとする。

- ・自然創出ゾーンで公園利用者の出入りがないので、刈り草を一時集積し、まとめて処理すると共に、刈り後はきれいに清掃すること。ただし排水の妨げにならないよう水門周辺や水面に近い箇所の刈り草はその日のうちに搬出すること。
- ・生物多様性の向上を図るため、一部刈り残す場所を設けるので刈り残し箇所を監督員と事前に協議して指示に従い、杭やスプレーなどの目印を用意し、表示をして作業を行うこと。
- ・生息する生物に配慮し、法肩除草と法面除草の間隔は1週間以上空けること。
- ・柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。なお、刈り高は監督員と協議すること。
- ・柵等の周辺も刈り残しのないようにし、また、これらに絡んでいるつる性の雑草もきれいに除去すること。

4) 作業実施時期

- ・作業実施時期は草の生育状況を見ながら監督員と調整する。
- ・作業実施時期が重複する場合は複数班で作業するなど進捗管理に努め実施すること。
- ・今田自然創出ゾーンの堤防除草は法肩園路脇除草と同時に行うことも可とする。その場合、事前に監督員と協議すること。

6 (安全管理)

- 1) 作業に当っては、作業員、公園利用者等の安全に十分配慮すること。
- 2) 万が一、事故等不測の事態が生じた場合には、速やかに発注者に報告すること。
- 3) 刈払機にて作業する者は、刈払機取扱作業者安全衛生教育を修了した者であること。
- 4) 作業者は、作業に支障のない服装で、ヘルメット、安全靴、すね当て、防護メガネ、耳栓、防振手袋、呼子等を着用すること。また必要に応じて安全帯を着用するなど、安全対策を講じること。
- 5) 作業中は、安全確保のため監視員を一名配置すること。
- 6) 作業終了後は、発注者へその旨を報告し確認を受けること。

- 7) 刈払機については、ロータリー方式及びバリカン式とする。但し、これによらない場合は、十分な大きさの防護板等を使用し、飛び石等の飛散防止対策を行うこと。
- 8) 作業中は、作業していることが周囲にわかるよう、カラーコーンや看板等で周知するなど、利用者の安全確保を行うこと。
- 9) 園内に工事車両を入れる場合は、事前に管理事務所において園内通行証を受領し見やすいようダッシュボードに置き、来園者に注意しハザードランプを点灯したうえで徐行すること。
- 10) 受注者は、作業前の危険予知活動など定期的に業務の現場に即した安全に関する研修・訓練等を実施するものとする。
- 11) 受注者は、①作業員の服装・保護具、②作業員及び来園者等への安全配慮、③安全に関する研修・訓練等、上記内容を踏まえた安全計画書を作成し、発注者の確認を受けるものとする。
- 12) 遊水地内の作業のため、境川流域の大雨・洪水注意報、警報の気象情報が発令された場合には作業は中止とするが、現場の状況を確認の上、必要に応じて監督員と協議・調整し、作業の実施可否を決定する。

7 (発生材の処理)

- 1) 刈り草は緑のリサイクルを推進するため、横浜市及び藤沢市内リサイクル施設に運搬し、処理すること。なおリサイクル施設は発注者に事前に届け出ること。
- 2) 石や産業廃棄物等の発生材は、職員が指定した置き場に集積すること。
- 3) 作業後、空き缶等のゴミがある場合は回収し公園管理事務所に運ぶこと。処理は公園が行う。

8 (提出物)

- 1) 出来形管理表や処分量集計表を作成し、提出すること。

9 (その他)

- 1) 実施に当っては監督員との協議・指示に従い、設計意図に反することのないようにすること。
また、疑義がある場合は必ず監督員と協議すること。
- 2) 公園利用者や当公園で活動する野鳥観察などの諸団体との良好な関係に配慮し、極力、平日に作業を行うなど計画的かつ安全な作業に心がけること

公園等維持運営管理

工事等業務共通仕様書

(公財) 神奈川県公園協会

第 1 章 総 則

第 1 節 一 般 事 項

1. 1. 1 適 用 範 囲

- (1) この仕様書は、公益財団法人神奈川県公園協会が発注する請負工事又は委託業務(以下「工事等業務」という。)に適用する。
- (2) 工事等業務は、それぞれの種別に応じ、本仕様書の定める仕様に従い施行する。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、「(財)神奈川県公園協会—公園管理の手引き」による。
- (4) 同一種別の仕様について本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書の定める仕様に従い施行する。

1. 1. 2 費 用 負 担

- (1) 材料、業務の検査及び検査の立会い並びに官公署等への届出手続に必要な費用は、受託者の負担とする。

1. 1. 3 法令等の遵守及び手続の代行

- (1) 業務施行にあたっては関係する法令、条例及び規則などを遵守し、作業の円滑な進ちょくを計ること。又官公署等への必要な届出手続等はすみやかに処理しなければならない。
- (2) 業務施行に関して、関係官公署、付近住民、利用者と交渉を要するとき、又交渉を受けたときは、すみやかに担当者(監督員)と協議し、その決定に従い実施する。

1. 1. 4 軽微な変更

- (1) 現地の状況などにより、作業位置あるいは方法を多少変更するなど、軽微な変更は担当者(監督員)と協議の上施行する。

1. 1. 5 関係書類の提出

- (1) 受託者は別に定める様式に基づき、担当者(監督員)が指示する期日までに関係書類を提出し承認を受ける。

1. 1. 6 疑義の解釈

- (1) この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び本作業の細目については担当者(監督員)の指示に従う。

第 2 節 着 手

1. 2. 1 作業の着手

- (1) 作業の着手は原則として、契約の日の翌日から起算して 7 日以内に行う。ただし、作業内容により時期が指定されている場合は担当者(監督員)の指示に従う。

1. 2. 2 作業の着手

- (1) 受託者は、契約締結後 7 日以内に作業工程表を添付した着手届を提出する。

第3節 工事等業務の適正化

1. 3. 1 施行管理

- (1) 受託者は作業工程表により適正な施行管理を行うものとする。
- (2) 現行の作業工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した作業工程表を提出して担当者(監督員)の承認を受ける。
- (3) 受託者は、現地で作業した場合、作業内容、出面等を記載した作業日報(又は作業日誌)を提出する。
- (4) 特に施行時期の定められたもの及び施行時期を逸すると効果の期待できない作業について担当者(監督員)と事前に協議し、作業の進行をはかる。
- (5) 受託者は、工事等業務施行の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、予め担当者(監督員)に承諾を得、必要があれば関係部署に手続きをする。
- (6) 受託者は、工事等業務の施行にあたり周辺居住環境の維持保全とあわせて、園内に生息する動植物等自然環境面の保全に十分配慮する。
- (7) 受託者は、工事等業務の中、周辺住民や利用者から苦情又は意見等があったときは、丁寧に対応し、直ちに担当者(監督者)に報告する。

1. 3. 2 材料一般

- (1) 作業用材料は、すべて担当者(監督員)の検査を受け、合格したもののみ使用し、検査に不合格のものは、ただちに搬出する。

1. 3. 3 支給材料

- (1) 受託者は、支給材料を受け取った時は「支給材料受領書」の提出その他所定の手続きをとる。
- (2) 受託者は、支給材料を支給場所から現場に運搬し、適切な管理のもとに保管する。

1. 3. 4 発生材料

- (1) 発生材料は、数量を確認し「発生材報告書」に記入し、所定の手続きをとる。発生材の運搬処理については、処理方法が指定されているものを除き、担当者(監督員)の指示に従う。

1. 3. 5 作業用機械器具等

- (1) 作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用する。担当者(監督員)が不適当と認めた時は、取り替えを指示することがある。

1. 3. 6 現場の安全管理

- (1) 作業の施行にあたっては、来園者等に危険のないように充分注意して行う。
- (2) 作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は受託者の負担で原型に復する。
- (3) 受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、遅延なく担当者(監督員)に報告する。
- (4) 受託者は、工事等業務現場に関係者以外の者の立入りを禁止する必要がある場合は板囲い、ロープなどにより立入り禁止の表示をする。

1. 3. 7 実施記録写真

- (1) 受託者は担当者(監督員)より実施記録写真の撮影を指示された時は、作業ごとに、施行状

況写真を撮影、整理し、担当者(監督員)の確認を受ける。

なお、写真はカラーとし、作業の実施前、実施後の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影する。

1. 3. 8 作業の確認

- (1) 受託者は、作業の確認を要する時点において、担当者(監督員)の作業実施確認を受ける。
- (2) 日々の作業が完了し確認が必要なトイレ清掃や警備業務等にあっては作業日報(又は作業日誌)及び現地において担当者の確認を受ける。

第4節 完了

1. 4. 1 後片づけ

- (1) 受託者は作業の完了に先立ち、すみやかに不要材料を整理処分する。

1. 4. 2 作業の完了

- (1) 受託者は作業の完了後すみやかに書類を点検整備し、所定の手続きをとる。

第5節 検査

1. 5. 1 検査の種別

- (1) 完成検査は、工事等業務が完成したときに行う。
- (2) 出来形検査は、工事等業務の既成部分について部分払いをするために行う。

1. 5. 2 検査の実施

- (1) 受託者は、完成検査、出来形検査にあたっては現場責任者又は現場代理人を立ち合わせる。
- (2) 受託者は、検査のため必要な資料の提出、測量、その他の処置について検査員及び担当者(監督員)の指示に従う。

第2章 園 地 管 理

第1節 一 般 事 項

2. 1. 1 植物への配慮

- (1) 作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件などを勘案し、生きものとしての植物に対する細心の注意と愛情をもって作業を行い、その目的を達するように努める。

2. 1. 2 施 行 時 期

- (1) 各作業は天候、育成状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう、担当者(監督員)と協議のうえ進める。

2. 1. 3 材 料 の 管 理

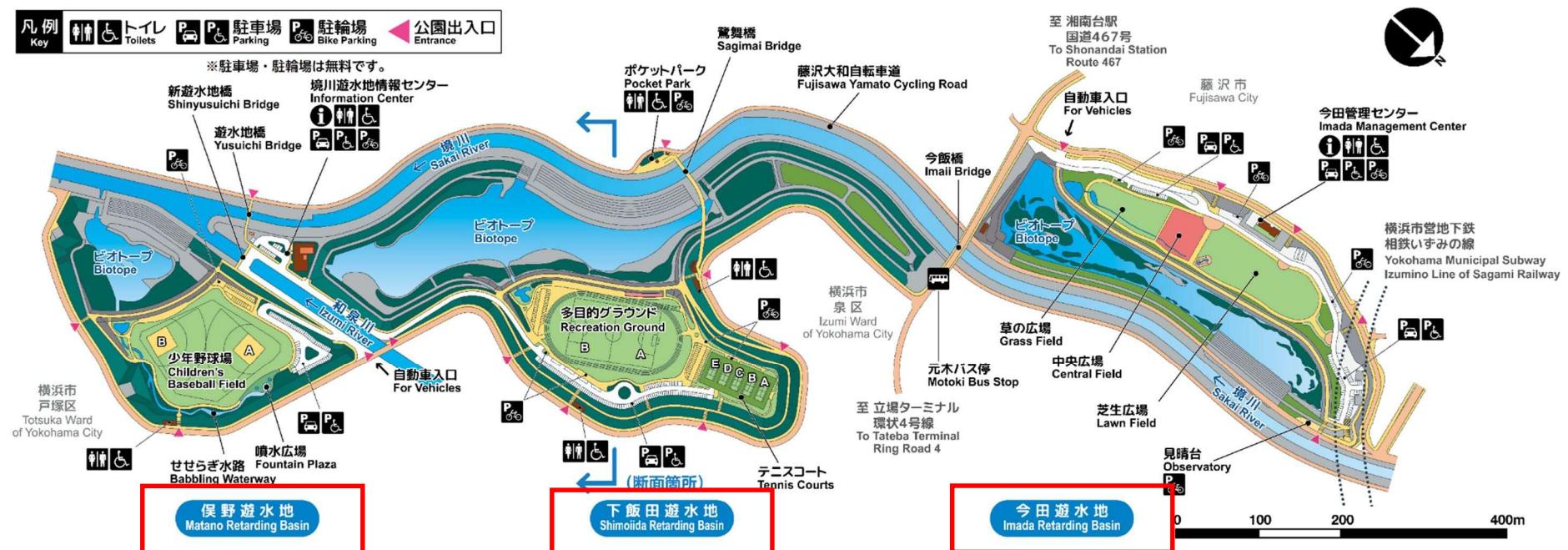
- (1) 搬入した材料は、損傷枯損することのないよう適切なる措置を講ずる。

第6節 清 掃・草 剪

2. 6. 3 草 剪

- (1) 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し刈りむらのないよう均一に刈り込む。なお、刈り高は担当者(監督員)と協議する。
- (2) 樹木、株物、柵等の周辺も刈り残しのないよう仕上げる。又それらにからんでいる、つる性雑草もきれいに除去する。
- (3) 草刈りは毎日指定箇所に集積し、まとめて処理すると共に、刈り跡はきれいに清掃する。

植物管理【草地】委託箇所位置図



植物管理(草地)面積等集計表(令和8年度)

広場堤防除草	機械除草 (肩掛け式)	1 m幅区分を除く範囲	46, 083	m ²
ビオトープ堤防除草	機械除草 (肩掛け式)	1 m幅区分を除く範囲	22, 783	m ²
広場堤防除草	機械除草 (肩掛け式)	法肩、園路・階段脇 1 m幅	8, 829	m ²
ビオトープ堤防除草	機械除草 (肩掛け式)	法肩、園路・階段脇 1 m幅	1, 439	m ²
計		単年度計	79, 134	m ²
ダンプトラック運搬		単年度計	79, 134	m ²
一般廃棄物処分(想定量)		単年度計	87, 839	kg

数 量 計 算 表

※作業実施時期は予定

品種	規格	箇 所		単 位	数 量	回 数	延べ数量	備 考
広場堤防除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防	俣野広場ゾーン堤防	m ²	4,751	2回	9,502	実面積6,640÷1.118=投影面積5,939 ×0.8、 5月下旬～6月上旬、8月中旬～9月中旬実施
				m ²	4,157	1回	4,157	実面積6,640÷1.118=投影面積5,939 ×0.7 10月中下旬実施
		下飯田広場ゾーン堤防		m ²	11,278	2回	22,556	実面積15,760÷1.118=投影面積14,097 ×0.8 5月下旬～6月上旬、8月上中旬実施
				m ²	9,868	1回	9,868	実面積15,760÷1.118=投影面積14,097 ×0.7 10月上中旬実施
		小計			30,054		46,083	
		ビオトープ堤防除草	機械除草 (肩掛式)	俣野自然創出ゾーン堤防	m ²	2,261	1回	2,261
				下飯田自然創出ゾーン堤防	m ²	10,290	1回	10,290
				今田自然創出ゾーン堤防	m ²	5,116	2回	10,232
				小計		17,667		22,783
広場堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防 法肩園路脇	俣野広場ゾーン堤防	m ²	617	3回	1,851	1m幅除草 5月上中旬、7月上中旬、8月下旬～9月 上旬実施
			下飯田広場ゾーン堤防	m ²	2326	3回	6,978	1m幅除草 5月上中旬、7月上中旬、9月上中旬
		小計			2,943		8,829	
ビオトープ堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	ビオトープ堤 防法肩園路 脇	俣野自然創出ゾーン堤防	m ²	130	3回	390	1m幅除草 5月上中旬、6月下旬～7月上旬、8月中下旬
			下飯田自然創出ゾーン堤防	m ²	228	3回	684	1m幅除草 5月上中旬、6月下旬～7月上旬、8月中下旬
			下飯田自然創出ゾーン堤防 フジ棚～歩行者用入口	m ²	98	1回	98	1m幅除草 9月中旬
			今田自然創出ゾーン堤防 サイクリングロード沿い	m ²	228	1回	228	1m幅除草 5月上中旬
			今田自然創出ゾーン堤防 階段脇 2カ所	m ²	13	3回	39	1m幅除草 5月上中旬、7月上中旬、10月上中旬実施
			小計	m ²	697		1,439	
		計		m ²			79,134	
ダンプトラック 運搬	公園～処分場	5月	広場堤防、広場堤防(1m幅)、 ビオトープ堤防(1m幅)	m ²			11,557	指定処理施設 ※1 2376+5639+617+2326+130+228+228+13
		6月	広場堤防、ビオトープ堤防(1m幅)	m ²			8,193	指定処理施設 ※1 2375+5639+65+114
		7月	ビオトープ堤防、広場堤防(1m幅)、ビオトープ堤防(1m幅)	m ²			8,251	指定処理施設 ※1 5116+617+2326+65+114+13
		8月	広場堤防、広場堤防(1m幅) ビオトープ堤防(1m幅)	m ²			14,321	指定処理施設 ※1 2376+11278+309+130+228
		9月	広場堤防、ビオトープ堤防、広場堤防(1m 幅)、ビオトープ堤防(1m幅)	m ²			20,216	指定処理施設 ※1 2,375+2261+10290+2558+308+2326+98
		10月	広場堤防、ビオトープ堤防、広場堤防(1m 幅)	m ²			16,596	指定処理施設 ※1 4,157+9,868+2558+13
		計		m ²			79,134	指定処理施設※1
一般廃棄物処分				kg			87,839	R7年度実績 1.11 kg/m ² (87,710kg ÷ 79,134m ²) R8年度 1.11kg/m ² × 79,134m ² = 87839kg

注意：各回、各所の刈り残す場所については、公園担当者の指示をうけること。

※1：緑のリサイクルを推進するため、横浜市及び藤沢市内にあるリサイクル施設に運搬し、処理すること。

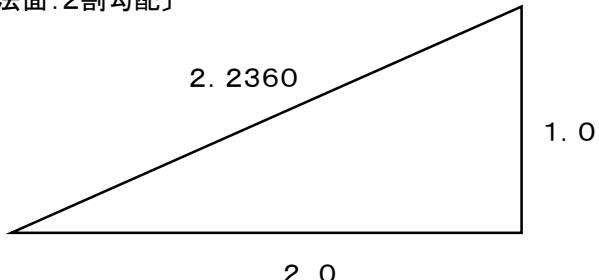
除草作業数量表

(数量:投影面積)

品種	規格	箇所		単位	面積	実施数量	草刈回数	延べ数量	備考
広場堤防除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防	侯野広場ゾーン堤防	m ²	5,939	4,751	2回	9,502	生物保全のため面積の20%を刈り残す。5,939m ² × 0.8=4,751m ²
						4,157	1回	4,157	生物保全のため面積の30%を刈り残す。5,939m ² × 0.7=4,157m ²
		下飯田広場ゾーン堤防		m ²	14,097	11,278	2回	22,556	生物保全のため面積の20%を刈り残す。14,097m ² × 0.8=11,278m ²
						9,868	1回	9,868	生物保全のため面積の30%を刈り残す。14,097m ² × 0.7=9,868m ²
ピオーブ堤防除草	機械除草 (肩掛式)	ピオーブ堤防	侯野自然創出ゾーン堤防	m ²	2,826	2,261	1回	2,261	生物保全のため面積の20%を刈り残す。2,826m ² × 0.8=2,261m ²
			下飯田自然創出ゾーン堤防	m ²	12,862	10,290	1回	10,290	生物保全のため面積の20%を刈り残す。12,862m ² × 0.8=10,290m ²
			今田自然創出ゾーン堤防	m ²	5,116	5,116	2回	10,232	刈り残しなし
広場堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防 法肩園路脇	侯野広場ゾーン堤防	m ²	617	617	3回	1,851	8,829 1m幅除草
			下飯田広場ゾーン堤防	m ²	2,326	2,326	3回	6,978	1m幅除草
ピオーブ堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	ピオーブ堤防 法肩園路脇	侯野自然創出ゾーン堤防	m ²	130	130	3回	390	1,439 1m幅除草
			下飯田自然創出ゾーン堤防	m ²	228	228	3回	684	1m幅除草
			下飯田自然創出ゾーン堤防 フジ棚～歩行者用入口	m ²	98	98	1回	98	1m幅除草
			今田自然創出ゾーン堤防 サイクリングロード沿い	m ²	228	228	1回	228	1m幅除草
			今田自然創出ゾーン堤防 階段脇 2カ所	m ²	13	13	3回	39	1m幅除草
小計				m ²	44,480			79,134	79,134

投影面積から実面積への換算

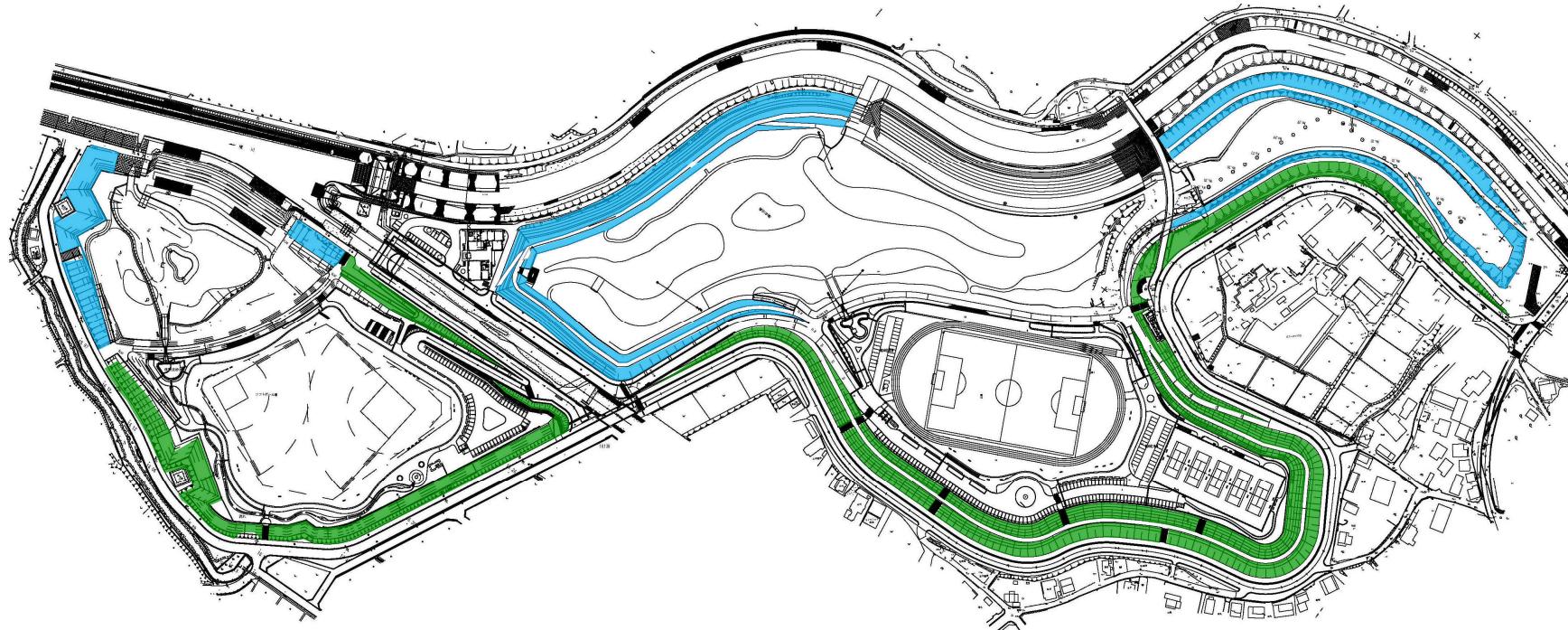
[法面:2割勾配]



[換算値:N]

$$N = 2.2360 \div 2.0 = 1.118$$

広場堤防除草・ビオトープ堤防除草(俣野遊水地・下飯田遊水地)



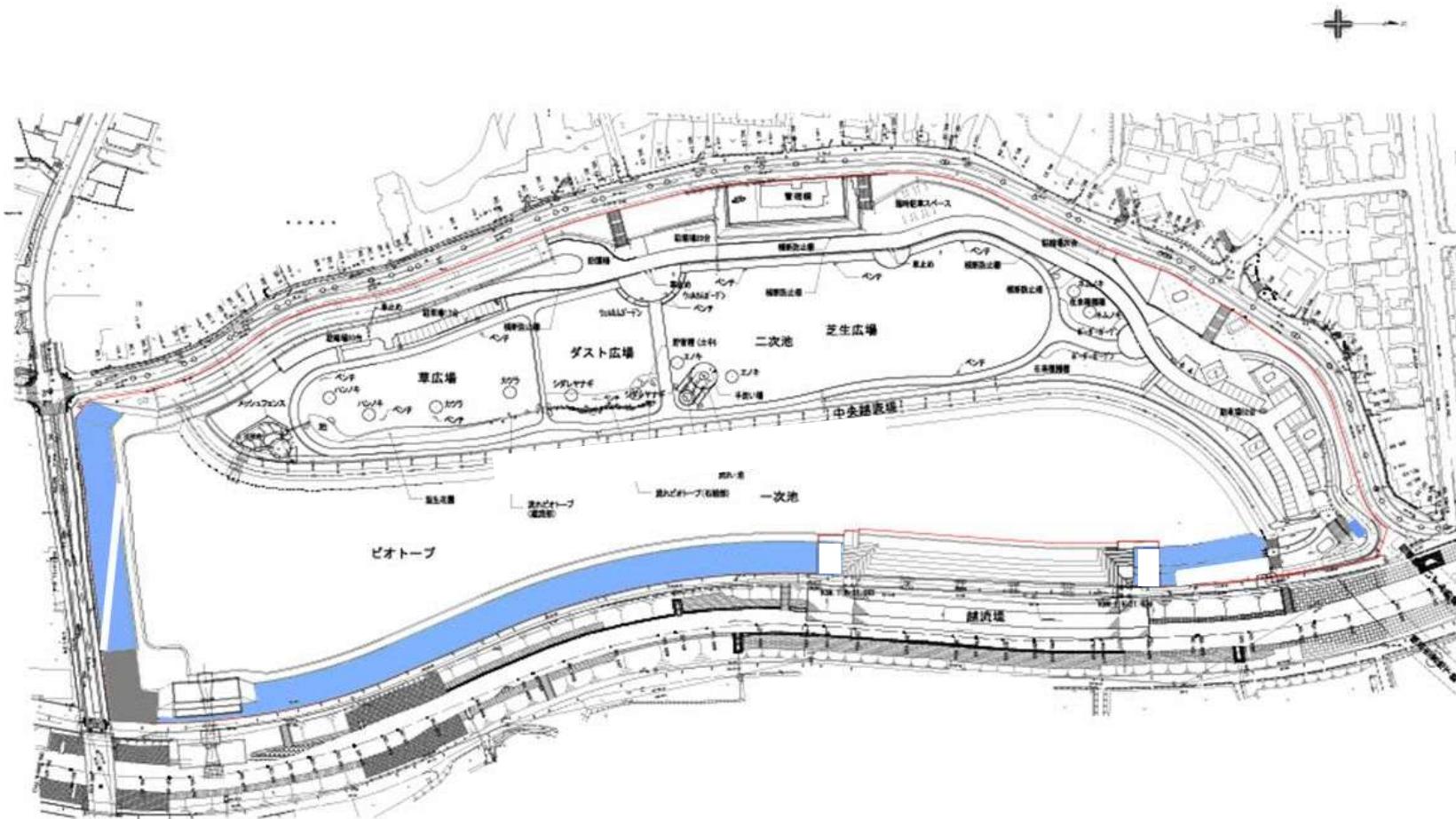
俣野遊水地

下飯田遊水地

凡例

ビオトープ堤防除草
廣場堤防除草

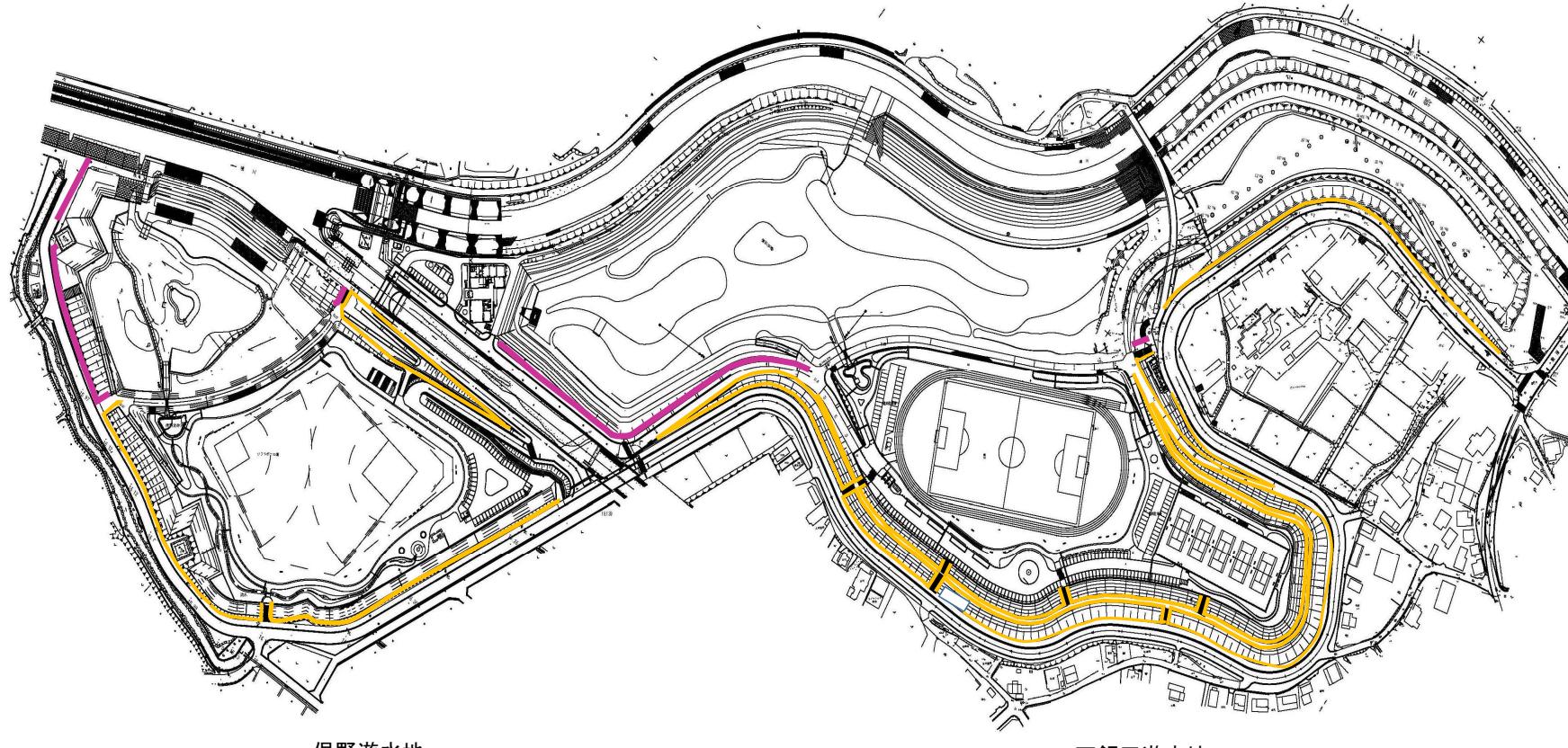
ビオトープ堤防除草(今田遊水地)



凡例

■ ビオトープ堤防除草

広場堤防法肩園路脇除草・ビオトープ堤防法肩園路脇除草(俣野遊水地・下飯田遊水地)



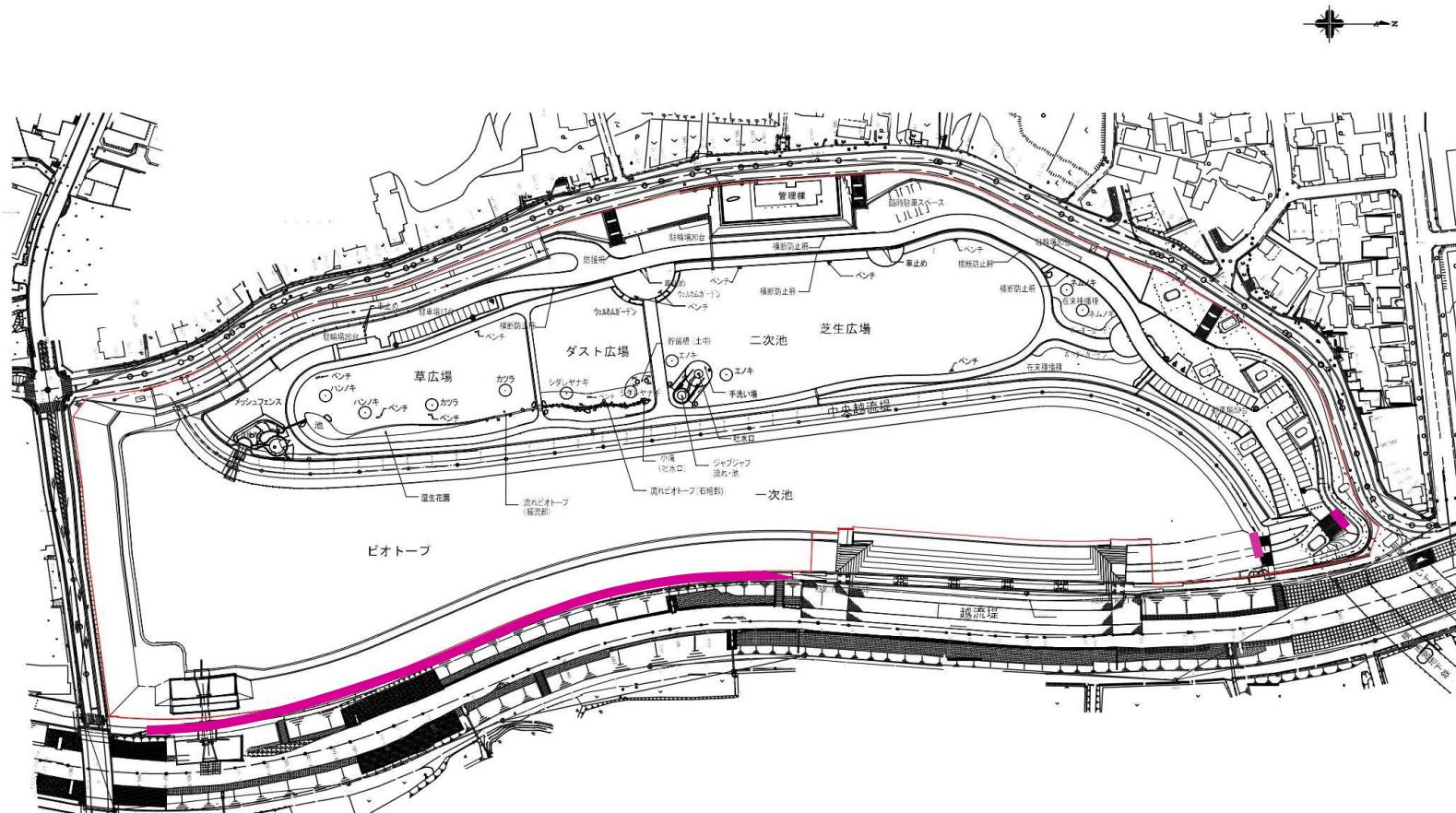
俣野遊水地

下飯田遊水地

凡例

■	ビオトープ堤防法肩園路脇除草
■	広場堤防法肩園路脇除草

ビオトープ堤防法肩園路脇除草(今田遊水地)



凡例

ビオトープ堤防法肩園路脇除草

作業実施時期 令和8年度

(数量: 投影面積)

品種	規格	箇所	単位	実施数量	草刈回数	延べ数量	実施時期							
							5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
広場堤防除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防	俣野広場ゾーン堤防	m ²	4,751	2回	9,502		4,751			教室用 4,751	教室用	
					4,157	1回	4,157						4,157	
	機械除草 (肩掛式)	ビオトープ堤防	下飯田広場ゾーン堤防	m ²	11,278	2回	22,556		11,278			11,278		
					9,868	1回	9,868						9,868	
ビオトープ堤防除草	機械除草 (肩掛式)	ビオトープ堤防	俣野自然創出ゾーン堤防	m ²	2,261	1回	2,261	夏鳥営巣十ツバメのねぐら入り				2,261		
			下飯田自然創出ゾーン堤防	m ²	10,290	1回	10,290	夏鳥営巣十ツバメのねぐら入り				10,290		
			今田自然創出ゾーン堤防	m ²	5,116	2回	10,232	夏鳥営巣		5,116		5,116		
広場堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	広場堤防 法肩園路脇	俣野広場ゾーン堤防	m ²	617	3回	1,851	617		617		617		
			下飯田広場ゾーン堤防	m ²	2,326	3回	6,978	2,326		2,326		2,326		
ビオトープ堤防 法肩園路脇除草	機械除草 (肩掛式)	ビオトープ堤防 法肩園路脇	俣野自然創出ゾーン堤防	m ²	130	3回	390	130		130		130		
			下飯田自然創出ゾーン堤防	m ²	228	3回	684	228		228		228		
			下飯田自然創出ゾーン堤防 斐ジ棚へ歩行者用入口	m ²	98	1回	98						98	
			今田自然創出ゾーン堤防 サイクリングロード沿い	m ²	228	1回	228	228						
			今田自然創出ゾーン堤防 階段脇 2力所	m ²	13	3回	39	13		13			13	
小計				m ²			79,134	11,557	8,193	8,251	14,321	20,216	16,596	0

実施不可期間

- ※ ビオトープ堤防除草は生物生息環境保護のため、一斉に実施せず、順番に行うこととする
- ※ 今田自然創出ゾーン法肩園路脇除草のうち、サイクリングロード沿いは県道路維持課で実施するため、階段脇のみとする(2024年度から)
- ※ 今田自然創出ゾーン堤防除草は、法肩園路脇除草と同時に行うことも可とする
- ※ 実施時期は草の生育状況を見ながら調整する
- ※ 実施時期が重複する場合は複数班で作業するなど進捗管理に努め実施する

【覚書】

ビオトープ堤防除草可能期間: 俣野・下飯田は8/中～10/下実施(5-7月夏鳥営巣期+7月下旬～8月上旬ツバメのねぐら入り+11月～3月上旬冬鳥生息期のため)
今田1回目は6/下～7/下実施。今田2回目は9/中～10/下実施。(11月～冬鳥生息期のため)

広場堤防除草可能期間: 俣野2回目は8月中旬～9月中旬に実施(9月下旬～10月上旬 教室 下見・本番のため)